

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のように公告し、当該届出をこの公告の日から4月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

令和2年9月11日

福岡市長 高 島 宗一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フォレオ博多  
福岡市博多区東那珂一丁目395番地ほか

- 2 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
小売業を行うもの	三角商事株式会社ほか17者	三角商事株式会社ほか16者	令和2年 7月31日

- 3 届出年月日

令和2年8月27日

- 4 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課）

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）